

# E i w a N e w s

平成 22 年度税制改正案の概要

平成 22 年 1 月  
( No. 054 )

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。  
昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。  
皆様のますますのご発展を祈念しますとともに、本年も一層のお引き立てを賜りますよう、  
お願い申し上げます。

さて、昨年 12 月 22 日に民主党から平成 22 年度税制改正大綱が発表されました。  
政権交代後初となる税制改正は、マニフェストに沿いながらも厳しい経済状況を受けて、  
4 年ぶりの増税路線となっています。  
今回は、その税制改正項目について主なものをご紹介します。

## I. 個人所得課税

### (1) 扶養控除の見直し

子ども手当の創設等に伴い、所得税については平成 23 年分以後、住民税については平成 24 年度分以後、扶養控除が以下のように改正されます。

		(現行)		(改正案)
所得税	扶養控除 (16 歳未満)	38 万円	→	廃止
	特定扶養控除 (16 歳以上 19 歳未満)	63 万円	→	38 万円
住民税	扶養控除 (16 歳未満)	33 万円	→	廃止
	特定扶養控除 (16 歳以上 19 歳未満)	45 万円	→	33 万円

※ 19 歳以上 23 歳未満の特定扶養控除については従来どおりとなります。

### (2) 生命保険料控除の改組

一般生命保険料控除とは別枠で、介護医療保険料控除が創設されます。

これは、保険契約等のうち介護保障又は医療保障を内容とする保険料について適用限度額 4 万円の所得控除を受けられるものです。

これに伴い、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除の適用限度額は、現行の 5 万円から 4 万円に引き下げられます。

なお、新制度については平成 24 年 1 月 1 日以後に締結する契約について適用され、新制度を含めた全体の所得控除限度額は、所得税で合計 12 万円となります。

## Ⅱ. 消費課税

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、平成 22 年 10 月 1 日以後、たばこ税の税率を引き上げます。

これにより、1 本につき 5 円程度の価格上昇が見込まれます。

## Ⅲ. 法人課税

### (1) グループ内取引に係る税制

#### ① 資産の譲渡損益

100%グループ内の内国法人間において、一定資産の移転により生じた譲渡損益については、その資産のグループ外への移転時に計上することとなります。

#### ② 法人間の寄付金

100%グループ内の内国法人間の寄付金については、支出法人においては全額損金不算入とし、受領法人においては全額益金不算入とします。

#### ③ 法人間の配当金

100%グループ内の内国法人からの配当金について受取配当金の益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととします。

#### ④ 発行法人への株式の譲渡

100%グループ内の内国法人の株式をその発行法人に対して譲渡する等の場合には、譲渡損益は計上しないこととします。

#### ⑤ 中小企業向け特例措置

資本金 5 億円以上の法人の 100%子法人（資本金 1 億円以下）については、次の制度は適用されないこととなります。

(イ) 中小法人の軽減税率

(ロ) 特定同族会社の特別税率の不適用

(ハ) 貸倒引当金の法定繰入率

(ニ) 交際費の損金不算入制度における定額控除限度額

(ホ) 欠損金の繰戻しによる還付制度

### (2) 特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度の廃止

特殊支配同族会社の業務主宰役員に対する役員給与の一部を損金不算入とする制度が平成 22 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から廃止となります。

### (3) 清算所得課税の廃止

通常の所得課税への移行に伴い、現行の清算所得課税を廃止します。

---

これらの改正項目は、今度の通常国会において審議・可決される見通しです。  
ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、  
よろしくお願い申し上げます。